

# 現場説明書

- 1 工事名 市営住宅東鷹栖団地 3 号棟外壁改善工事（その 2）
- 2 工期 契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 24 日まで
- 3 工事概要 市営住宅東鷹栖団地 3 号棟の外壁改善
  - ・ 部位：南側外壁、西側外壁及び北側外壁の一部
  - ・ 内容：防水型複層仕上塗材 E（透湿弾性型） 他
- 4 発注者 砺波市長 夏野 修
- 5 工事見積範囲 設計図書及び現場説明書の範囲とする。
- 6 工事費の支払 砺波市土木建築工事標準契約約款による。
- 7 質疑事項
  - (1) 提出期限 令和 4 年 11 月 24 日（木）午前 10 時
  - (2) 提出先 砺波市建設水道部 都市整備課 景観・建築係  
メールアドレス：[toshi@city.tonami.lg.jp](mailto:toshi@city.tonami.lg.jp)  
※上記でのみ受け付け、改めて文書で提出の必要はない。  
※質疑がない場合、提出の必要はない。
  - (3) 回答 令和 4 年 11 月 25 日（金）  
※HP にて回答する。
- 8 官庁その他の手続き  
官公署等への諸手続きは、一切受注者の責任と負担で行うこと。
- 9 その他
  - (1) 団地の入居者が利用しながらの工事となるため、入居者の日常生活への影響が少なくなるように配慮すること。また、作業工程は、監督員と協議の上で決定するものとし、入居者への案内（作業予定月、作業実施日、注意事項等）を適時行うこと。
  - (2) 工事中用進入路、車両・資材置場は、監督員と協議の上で決定するものとする。
  - (3) 発生材は構外搬出処分とし、その費用も含め受注者自らの責任において適正に処理するものとする。
  - (4) 現場代理人の工事現場における常駐について
    - ① 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うこととする。
      - ・ 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
      - ・ 工事の全部の施工を一時中止している期間
      - ・ 工場製作のみが行われる期間
      - ・ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
    - ② 常駐を要しない期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

現場位置図

